第９講　近現代の史料①

35　日米修好通商条約

第一条　向後**日本大君**と，**亜墨利加合衆国**と，世々親睦なるへし。……

第三条　**下田，箱館**港の外，次にいふ所の場所を，左の期限より開くへし。

神奈川　　長崎　　新潟　　兵庫

……神奈川港を開く後六ケ月にして，下田港は鎖すへし。此箇条の内に載たる各地は**亜墨利加人**に居留をゆるすへし。……双方の国人，品物を売買する事総て障りなく，其払方等に付ては日本役人これに立会はず。

第四条　総て国地に輸入輸出の品々，**別冊**の通，日本役所へ**運上**を納むへし。

……**阿片**の輸入厳禁たり。

第六条　**日本人**に対し法を犯せる**亜墨利加人**は，亜墨利加コンシュル裁断所にて吟味の上，**亜墨利加**の法度を以て罰すへし。……

『大日本古文書』

第一条　今後，**日本の将軍とアメリカ合衆国**とは，いつまでも仲良くしていくこと。……

第三条　**下田・箱館港のほか，次に記す場所を，左の期日より開港すること。**

神奈川　　長崎　　新潟　　兵庫

……**神奈川開港後６ケ月経過したら，下田港は閉鎖すること。**ここに掲載した各地では，アメリカ人に居留を許可すること。……日米双方の国民が品物を売買することはすべて自由で，その支払い方法などについては，日本の役人は立ち会わない。

⇒**自由貿易**の規定

第四条　すべての輸入輸出の品々は，別冊の**貿易章程**に従い，日本の役所へ関税を納めること。⇒**関税自主権の欠如**

……アヘンの輸入は厳禁する。

第六条　**日本人に対し，犯罪を犯したアメリカ人は，アメリカ領事裁判所において取り調べの上，アメリカの法律によって処罰すること。**……

⇒**治外法権〔領事裁判権〕の承認**

36　王政復古の大号令

徳川内府，従前御委任ノ**大政**返上，**将軍職**辞退ノ両条，今般断然聞シメサレ候，抑**癸丑**以来未曾有ノ国難，先帝頻年宸襟ヲ悩マセラレ候御次第，衆庶ノ知ル所ニ候，之ニ依リ，叡慮ヲ決セラレ，**王政復古**，国威挽回ノ御基立テサセラレ候間，自今**摂関**，**幕府**等廃絶，即今先ズ仮ニ**総裁**，**議定**，**参与**ノ**三職**ヲ置カレ，万機行ハセラルベク，諸事**神武創業**ノ始メニ原ツキ，縉紳，武弁，堂上，地下ノ別無ク，至当ノ公議ヲ竭シ，天下ト休戚ヲ同ジク遊バサルベキ叡慮ニ付キ，各勉励，旧来驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ，**尽忠報国**ノ誠ヲ以テ，奉公致スベク候事，……

『明治天皇紀』

内大臣**徳川慶喜（15代将軍）**が，これまで天皇から御委任されていた政権を返上し，将軍職も辞退する，という２つの申し出を，このたびはっきりとお聞き入れなさった。そもそも**嘉永６（1853）年のペリー来航**以来，いまだかつてない国難が続き，先の**孝明天皇**も，毎年御心を悩ませておられた事情は，人々も知るところである。そこで**明治天皇**はご決断なさり，**王政復古**・国威回復の御基本を確立されたので，**今後は摂政・関白・幕府などを廃止し，直ちに仮に総裁・議定・参与の三職を置かれ，天下の政治を行わせることになさった**。すべて**神武天皇**の建国事業の始まりに基づいて，公卿・武家・殿上人・一般人の区別なく，正当な論議を尽くし，国民と喜び・悲しみをともにされるおつもりであるから，各自はつとめて励み，従来のおごり怠けた悪習を洗い流し，忠義を尽くして国に報いる誠の心をもって奉公するようにせよ。……

37　五箇条の誓文（せいもん）

一，　**広ク会議ヲ興（おこ）シ万機公論ニ決スヘシ**

一，　上下（しょうか）心ヲ一（いつ）ニシテ盛ンニ**経綸**（けいりん）ヲ行フヘシ

一，　官武一途庶民ニ至ル迄（まで）各（おのおの）其**志**（こころざし）ヲ遂ケ人心ヲシテ倦（うま）ザラシメン事ヲ要ス

一，　**旧来ノ陋習**（ろうしゅう）ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一，　**智識**ヲ世界ニ求メ大（おおい）ニ**皇基**ヲ振起スヘシ

我国未曾有（みぞう）ノ変革ヲ為（なさ）ントシ，朕躬（ちんみ）ヲ以テ衆ニ先ンシ，天地神明ニ誓ヒ，大ニ斯**国是**（このこくぜ）ヲ定メ，万民保全ノ道ヲ立（たて）ントス。衆亦此旨趣（またこのししゅ）ニ基キ，協心努力セヨ。

『法令全書』

一，　**広く会議を開いて意見を聞き，すべての国務は世論に従い決定せよ。**

一，　皆の心を一つにして，国家を治め整えよ（特に財政の確立）。

一，　公家と武家が一体となり，庶民に至るまで各人が志を達成し，心を飽きさせないようにせよ。

一，　**攘夷運動をやめ，万国公法〔国際法〕に基づき，開国和親につとめよ。**

一，　知識を世界に求めて，大いに天皇制国家の基礎を奮い起こすようにせよ。

わが国は，いまだかつてない変革を行おうとしている。私は自ら皆の先頭に立って，天地の神々に誓い，この国政の基本方針を定め，国民が安心して生活できるようにしたいと思う。皆もこの考えに従い協力し，努力せよ。

38　地租改正条例

今般**地租改正**ニ付(つき)，旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆(しっかい)相廃シ，更ニ**地券**調査相済(あいすみ)次第，土地ノ代価ニ随(したが)ヒ**百分ノ三**ヲ以テ**地租**ト相定ムヘキ旨(むね)仰セ出サレ候条，改正ノ旨(し)趣(しゅ)別紙条例ノ通相心得(こころう)ヘシ。……

『法令全書』

> このたび**地租が改正**され，旧来の田畑の納税法はことごとく廃止され，新しく地券調査が済み次第，**土地の代価の 100 分の 3 を土地に対する税と定める**ことが仰せ出されたので，改正の趣を別紙の条例の通り心得よ。……

39　民撰議院設立の建白書

　臣等(しんら)伏シテ方今(ほうこん)**政権**ノ帰スル所ヲ察スルニ，上(かみ)**帝室**ニ在ラス，下(しも)**人民**ニ在ラス，而(しこう)シテ独リ**有司**ニ帰ス。……而シテ政令百端，朝出暮改(ちょうしゅつぼかい)，政刑情実ニ成リ，賞罰愛憎(あいぞう)ニ出ツ，言路壅蔽(ようへい)，困苦告(つぐ)ルナシ。夫レ如是(かくのごとく)ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス，三尺ノ童子モ猶(なお)其不可ナルヲ知ル。因仍(いんじょう)改メス，恐ラクハ国家土崩(どほう)ノ勢(いきおい)ヲ致サン。臣等愛国ノ情自(おのずか)ラ已(や)ム能(あた)ハス。乃(すなわ)チ之ヲ振救(しんきゅう)スルノ道ヲ講求(こうきゅう)スルニ，唯(ただ)天下ノ**公議**ヲ張ルニ在ル而巳(のみ)，天下ノ**公議**ヲ張ルハ，**民撰議院**ヲ立(たつ)ルニ在ル而巳。

『日新真事誌』

　私どもが謹んで今日(こんにち)政権の所在について考えてみますと，上は皇室にもなく，下は人民にもなく，ただ**薩長藩閥政府**の官僚に独占されています。……法令があまりに多く，それも頻繁に改定され，政治・刑罰は情実に左右され，不公平です。さらに賞罰に個人的感情が入り，言論も弾圧され，困苦の実情を訴えることができません。このような状況で国が治まることを望むのは，身の丈三尺の幼児でさえ不可能だとわかります。古い習慣を改めなければ，おそらく国家は崩壊するでしょう。私どもは，愛国の心を抑えることができません。そこで，これを救う方法を考えてみましたが，ただ公議世論を尊重する他はありません。**天下の世論を尊重するには，民撰議院を立てるしかありません。**

40　保安条例

第四条　**皇居**又ハ**行在所**ヲ距ル**三里**以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ，**内乱**ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ，**警視総監**又ハ**地方長官**ハ**内務大臣**ノ認可ヲ経，期日又ハ時間ヲ限リ**退去**ヲ命ジ，**三年**以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得。

『官報』

> 第四条　皇居または仮皇居から三里以内の地に在住している者のうち，内乱を企図・指導したり，治安を妨害するおそれありとされる者について，警視総監または地方長官は，内務大臣の許可を得て，期日・時間を設定し，**三年間皇居外三里の地へ退去**の命令を出せることとする。

41　大日本帝国憲法

第一条　**大日本帝国ハ万世(ばんせい)一系ノ天皇之ヲ統治ス**

第三条　**天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ**

第四条　天皇ハ国ノ**元首**(げんしゅ)ニシテ**統治権ヲ総攬**(そうらん)シ此ノ**憲法ノ条規ニ依リ之**(これ)**ヲ行フ**

第五条　天皇ハ**帝国議会**ノ**協賛**ヲ以テ立法権ヲ行フ

第八条　天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為，**緊急**ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ**勅令**ヲ発ス……

第十一条　**天皇ハ陸海軍ヲ統帥**(とうすい)**ス**

第十二条　天皇ハ陸海軍ノ**編制**及常備兵額ヲ定ム

第十三条　天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条　天皇ハ**戒厳**(かいげん)ヲ宣告ス……

第二十条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ**兵役ノ義務**ヲ有ス

第二八条　日本臣民ハ安寧(あんねい)秩序ヲ妨ゲズ及**臣民タルノ義務ニ背**(そむ)**カザル限**(かぎり)**ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス**

第二九条　日本臣民ハ**法律ノ範囲内ニ於テ**言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第三三条　**帝国議会**ハ**貴族院衆議院**ノ両院ヲ以テ成立ス

第三四条　**貴族院**ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三五条　**衆議院**ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ**公選**セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第五五条　**国務各大臣**ハ天皇ヲ**輔弼**(ほひつ)シ其ノ責ニ任ス……

第五六条　**枢密**顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢(しじゅん)ニ応(こた)ヘ重要ノ国務ヲ審議ス

第五七条　司法権ハ**天皇ノ名ニ於テ**法律ニ依リ**裁判所**之ヲ行フ

第六五条　**予算ハ前**(さき)**ニ衆議院ニ提出スベシ**

第七〇条　公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得……

第七一条　帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セズ又ハ**予算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スベシ**

42　福沢諭吉の「脱亜論」

我**日本**の国土は**亜細亜**の東辺に在りと雖ども，其国民の精神は，既に**亜細亜**の固陋を脱して，**西洋**の文明に移りたり。然るに爰に不幸なるは，近隣に国あり，一を**支那**と云ひ，一を**朝鮮**と云ふ。……此二国の者共は，一身に就き，又一国に関して，改進の道を知らず，交通至便の世の中に，文明の事物を聞見せざるに非ざれども，耳目の聞見は以て心を動かすに足らずして，其古風旧慣に恋々するの情は，百千年の古に異ならず。……左れば今日の謀（⇒欧米列強からの自立）を為すに，我国は隣国の開明を待て，共に**亜細亜**を興すの猶予ある可らず，寧ろ其伍を脱して**西洋**の文明国と進退を共にし，其**支那朝鮮**に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず，正に**西洋人**が之に接するの風に従て処分す可きのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可らず。**我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。**

1885年3月16日付『**時事新報**』社説

第９講　確認テスト

1　1858年の日米修好通商条約で，翌年から貿易が始まった港としてふさわしくないものとは？

①横浜　②長崎　③箱館　④下田

2　開国後の不平等条項としてふさわしくないものとは？

①片務的最恵国待遇　②領事裁判権の承認
③関税自主権の欠如　④外国人の内地雑居

3　「王政復古の大号令」で設置された「三職」としてふさわしくないものとは？

①総裁　②議定　③参与　④参議

4　「五箇条の誓文」の原案を起草した越前藩士とは？

①横井小楠　②橋本左内　③由利公正　④福岡孝弟

5　「五箇条の誓文」と同年に出されたものとして，ふさわしくないものとは？

①年貢半減令　②五榜の掲示　③政体書　④新貨条例

6　地租改正条例が出された年とは？

①1869年　②1871年　③1873年　④1874年

7　愛国公党のメンバーのうち，土佐藩出身者ではない人物とは？

①副島種臣　②古沢滋　③板垣退助　④後藤象二郎

8　『民撰議院設立の建白書』を掲載した，イギリス人ブラックが創刊した邦字の大新聞とは？

①朝野新聞　②日新真事誌　③郵便報知新聞　④東京日日新聞

9　1887年，保安条例を出した第一次伊藤博文内閣の内務大臣とは？

①大久保利通　②山県有朋　③品川弥二郎　④後藤新平

10　大日本帝国憲法が発布された年とは？

①1885年　②1888年　③1889年　④1890年

11　大日本帝国憲法起草メンバーとしてふさわしくない人物とは？

①加藤弘之　②井上毅　③金子堅太郎　④伊東巳代治

12　福沢諭吉が「脱亜論」を掲載した新聞とは？

①横浜毎日新聞　②自由新聞　③時事新報　④万朝報

解答

1	④	2	④	3	④	4	③	5	④
6	③	7	①	8	②	9	②	10	③
11	①	12	③						